

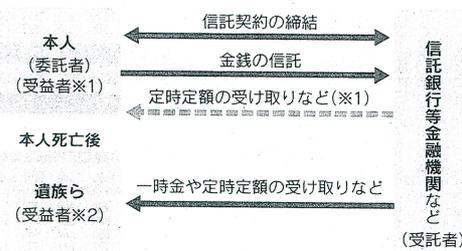
Wednesday マネー計画

▲ 銀行の主な個人向け業務、信託商品・サービスを分類すると…



(注) 信託協会への取材を基に作成

■ 遺言代用信託のイメージ図



※1 本人が受益者となり、資金を受け取ったり、払い出ししたりできる商品もある
※2 受益者を複数指定し、一時金と定時定額の受け取りを両方選べる商品もある

信託使って相続財産管理

信託に関する注目度が高まっている。家族の財産を管理したり受け継いだりするのに有効とされ、相続の際の資金手当てや残された家族の生活の安定に役立つ場合があるからだ。来年1月からの相続増税を控え、節税手段としても関心が強い。相続の際に利用できる個人向けの信託について調べた。

教育贈与が好調

「揺りかご」から重宝まで、インフラまで用意してきた。いっと話するのは信託協会の振角秀行専務理事。信託業務を手掛ける銀行や会社が加盟する同協会では、子や孫の教育資金だけでなく、結婚や出産資金の贈与目的に設定する信託についても非課税措置を講じるよう、2015年度の税制改正で要望している。

教育資金を一括で贈与する場合、子や孫1人当たり1500万円まで非課税になる。契約が伸びているのは相続財産を効率的に減らすことができ、節税も見込めるからだ。比較的分かりやすい商品だったことも見逃せない。また、贈与費が必要になったり、領収書が引き換えに現金を引き出すという点も、財産の運用や管理に信頼できる人、専門の機関に任せる仕組み、契約者(委託者)が金融資産を金融機関など(受託者)から、保管・執行まで一パッケージ

に預けて、家族(受益者)が決まった額を一時金や年金形式で受け取る。銀行などが扱う個人向けの商品を大まかにまとめる。図Aのように、管理・運用するものには有価証券や生命保険もあるが、中心は金銭信託。この中に教育資金贈与信託も含まれる。遺言の代わりに契約を結んでお金を管理するのが「遺言代用信託」(図B)。以下、この中に教育資金贈与信託も含まれる。

に預けて、家族(受益者)が決まった額を一時金や年金形式で受け取る。

銀行などが扱う個人向けの商品。管理・運用するものには有価証券や生命保険もあるが、中心は金銭信託。この中に教育資金贈与信託も含まれる。

節税効果、手続きも簡便に

1つ化した商品の名称で、信託業務ではない。遺言代用信託は相続時の手続に便利だ。都内に住む小林健史さん(仮名、70)は自分にもしものことがあっても妻(69)や同居する娘(35)が困らないように、800万円を三菱UFJ信託銀行の「ずっと安心信託」に委ねている。相続発生時に妻が200万円の一時金をもらい、残りの600万円は生活費として毎月5万円ずつ娘が受け取る。「遺言ほど大げさな形にしたくなかった」と小林さんは振り返る。

一時金は葬儀費用や相続税が課された際の納税資金に充てることができる。通常の預金は名義人が亡くなると凍結され、相続が完了するまで引き出せない。同信託は死亡診断書と通帳、受取人の本人確認書類、印鑑があれば、早ければ即日お金を受け取れる。信託した資金は相続税の課税対象になるが、分割協議から除外され、指定した人に渡すことができる。

「自分が死んだ後は長女がお金を使い果たす不安がある。月20万円の分割コースを選抜。長女が亡くなった際には残ったお金も他の相続人にはなく、確実に長女の子に受け渡せるように」と、この信託を選んだという。

2代先まで指定

「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」という仕組みもある。本人が生きている間は本人がお金を受け取り、本人死亡後は配偶者、配偶者死亡後は子どもといったように受取人を連続で指定できる。遺言では財産の行き先を決められるのが次の代までだが、この信託はその先まで指定できるのが特徴だ。

後継ぎ遺贈型は、例えば子どもがいない夫婦で夫が配偶者の次まで財産の行き先を決めておきたいというケースだ。もニーズがありそう。ただ、預ける最低額は3000万円以上など大きく、手数料もかかる。信託財産は相続の際にその都度、課税対象となり、現時点では税制上のメリットはない。

「未来安心図」は2代先まで指定できる。埼玉県に住む80代の山口義男さん(仮名)は50代の長女を最初の受取人に、山口さんの養子でもある長女の子を次の受取人にして5000万円を預けた。自分が生きている間は医療費などでその都度引き出せるように

し、自分が死んだ後は長女がお金を使い果たす不安がある。月20万円の分割コースを選抜。長女が亡くなった際には残ったお金も他の相続人にはなく、確実に長女の子に受け渡せるように」と、この信託を選んだという。

まとめ 知識

個人向けの信託商品としては、企業オーナーが自社株を信託する「有価証券信託」や、生命保険の契約者が金融機関と契約し、将来の保険金の使い方を決めることができる「生命保険信託」もある。認知症の高齢者などの財産を信託銀行などが安全に管理する「後見制度支援信託」も増えている。

種類の幅広く用途で使い分け

投資商品として知られる「投資信託」については、投資信託委託会社が委託者となる。個人が委託者となる一般の信託商品とはタイプが異なる。金融機関などが関与せずに家族の誰かなどが受託者となって財産の運用・管理をするケースもある。司法書士や弁護士らが提案している。

(編集委員 土井誠司)